

平成 25 年第 14 回教育委員会定例会記録

平成 25 年 9 月 25 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 9 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 07 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校担当 教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 教企画課長 筒井 鉄也
学務課長 岡本 勝実 特別支援課長 塩畑 まどか
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ振興課長 高橋 光明
済美教育センター所長 田中 稔 済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎
済美教育センター統括指導主事 平崎 一美 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘
中央図書館次長 大林 俊博

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 杉並区区立施設再編整備計画 (第一期)(素案)
- (2) 使用料等の見直し (素案)
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
報告事項	
(1) 杉並区区立施設再編整備計画 (第一期)(素案)	4
(2) 使用料等の見直し (素案)	16
(3) 学校運営協議会委員の任命について	23
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	24

委員長 こんにちは。すすき、柿、栗、お月見だんご、中秋の名月、大変きれいでしたけども、台風が近づいているので、また、ちょっと心配な部分がありますけれども、皆様、お元気でお過ごしではないかなと思います。

それでは、ただいまから、平成 25 年第 14 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、折井委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議事日程はご案内のとおり、報告事項が 4 件となっております。

それでは、報告事項の聴取を行います。はじめに、「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）」についての説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 私の方から、施設再編整備計画の素案につきまして、ご説明をしたいと思います。本日、この厚い方の計画書素案の方でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第 1 章の「区立施設を取り巻く状況」についてでございます。3 ページになります。

区ではこれまで、地域を構成する単位といたしまして、7 地域・46 地区を設定しまして、これを施設の規模や配置を定める基準として、施設を、区を単位として整備する「広域的施設」、公会堂等でございます。7 地域を単位として必要数を整備する「地域的施設」、これは区民センター等々でございます。46 地区を単位として整備する「近隣施設」、これはゆうゆう館だとか児童館があたるかと思います。これらを計画的に整備してきたところでございます。

これらの施設は平成 24 年度末現在で、84 万㎡、596 施設となりますけれども、多くは人口増加や経済成長を背景に、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されたもので、現在、全施設の約 50% は築 30 年を越えておりまして、そのうち 30% は築 40 年を越えている状況でございます。今後、これらの施設が老朽化に伴う更新時期を迎えることとなります。

区としましては、老朽化への対策や、耐震性の課題に迅速・的確に対応し、安全・安心な施設サービスを提供していく責務があるところでございますが、仮に全ての施設を現在の規模で存続させた場合、今後 30 年間で必要な改築、改修経費は、約 2,800 億円と推計され、大きな財政負担が想定をされております。

次に、施設の現状に目を向けますと、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化

等によりまして、多くの施設で設置当初に比べ、利用状況が大きく変化をしてきているところです。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されてございます。

一方、学校施設は、少子化の影響で、ピークでありました昭和 54 年度、この時の児童生徒数 53,574 人と比較しまして、平成 25 年度には 24,369 人と、約 3 万人の減。率で申しますと、マイナス 54.5%となります。学校によっては余裕教室が生じている状況でございます。

児童館におきましては、0 歳から 18 歳までの児童を対象にした施設でございますけれども、中・高校生の利用は総じて少ない。また反面、保育児童に連動しまして、学童クラブの需要が大きく増加をしております。

また、ゆうゆう館（旧敬老会館）におきましては、夜間の利用が低いなど、全体の利用率が 40%、集会施設、地域区民センター等でございますが、こちらも全体の利用率が 60%台にとどまっている状況でございます。

このように、施設ごとに利用率を見ますと、需要に対して不足している施設がある一方で、必ずしも十分に活用されていない施設もあり、施設の必要性を利用率だけでは測ることはできませんけれども、今後の更新・維持管理にかかる経費の増大や、施設を利用しない区民も経費を税金として負担している以上、利用状況を含め、施設を取り巻く環境の変化を踏まえて、区民の共通の財産である施設をより有効に活用していくことが求められております。

そのために、施設の再編整備を進めていくことが必要不可欠でございまして、10 年後には築 50 年を越える施設が現在の 3%から 28%になる見込みであることから、早期に再編に取り組むほど、経費の大きな削減効果を期待できるものでございます。

このことから、施設の再編整備は、区民の皆様と共に、今まさに取り組んでいかなければならない喫緊の課題と考えているところでございます。

次に 5 ページの「第 2 章 計画の基本的な考え方」でございます。まず、「1. 計画の位置づけ」でございますが、本来であれば、30 年後の将来を見据えた計画にすることが望ましいところでございますけれども、時代の変化と区民ニーズに対応する計画とするために、総合計画の終期にあたります平成 33 年度までを第一期計画期間とし、具体化は段階的に進めることとしまして、第一次実施プランをあわせて策定をいたします。

続きまして、6ページ「2.基本方針」でございます。

1番目、こちらは先ほど申し上げましたとおり、施設設置基準の見直しということで、7地域の継承と、46地区の基準の転換でございます。7地域につきましては、地域区民センター等でコミュニティの単位として浸透していますことから、今後も同様に基準として継承いたします。なお、46地区につきましては、少子高齢化への対応や、施設の効率的な運営の観点から見直してまいります。したがって、これまでの「地区」の枠にとらわれずに施設の複合化、多機能化等を進めることにより、必要なサービスを提供する考え方に転換をいたします。

2番目は、複合化・多機能化等による効率化の推進でございます。こちらにつきましても、先ほどから申し上げておりますけれども、複合化・多機能化とともに、改築時の規模のスリム化をするなど、民間活力の導入や、適切な維持管理とともに、施設運営の効率化を図ってまいります。

3番目、ここが一番、関係するところでございますけれども、学校施設と学校跡地の有効活用でございます。学校につきましては、ご案内のとおり、地域にあまねく配置をされておりまして、最大規模の公共施設でございます。地域に開かれた公共空間として、その機能を一層拡充する観点から、学童クラブをはじめとする子育て支援施設など、他施設との複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の減少などを踏まえて、施設規模のスリム化を行ってまいります。学校を新たな公共空間としてその機能を拡充するというのは、教育ビジョンにもうたわれているところでございます。

なお、学校の跡地でございますけれども、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から、今後、活用策を検討し、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入等も視野に入れて有効活用を図ってまいります。

4番目、児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開でございますけれども、児童館につきましては、施設としては廃止をします。これまで担ってまいりました各種の子育て支援に関する機能・役割は、新たに設置をする子育て支援施設等で継承することとします。

5番目、ゆうゆう館の再編と地域展開ですが、ゆうゆう館につきましては、老朽化への対応と合わせまして、保育園を併設する一部の施設で保育施設への転用

を図ります。また、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割の継承を図りながら、順次、地域のコミュニティ施設への転換・再編を進めてまいります。

6番目、地域コミュニティ施設の再編ですが、地域区民センターと区民集会所は7つの地域ごとに設置をされておりますけれども、これを地域コミュニティの核と位置付けまして、集会施設である区民会館、ゆうゆう館、児童館の一部を対象に、施設の有効活用や世代間交流の観点から、子どもから高齢者まで、多世代が身近な地域で気軽に利用できる施設への段階的な再編を図ります。

7番目、緊急性の高い施設の優先整備でございますが、区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により、更新の緊急性の高い施設につきましては、優先的に施設の再編整備に着手いたします。また、当分の間、需要が増加することが予想されております保育施設について、区が所有してございます施設・用地のほか、東京都や国の財産を有効活用して、認可保育所を核とした優先的な整備を行ってまいります。

続きましては、具体的なプランの内容をご説明しますが、本日は教育関連施設のみ、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、14ページをお開きください。

学校施設でございます。施設の概要については、表記、配置図のとおりでございます。

こちら課題につきましては、先ほどより述べておりますとおり、築50年以上経過するものが今後、増えていくということで、改築時期を次々と迎えることとなります。これらにつきましては、この再編整備計画ではなく、現在、策定を進めてございます、新しい学校づくりの基本方針にのっとり、教育委員会の方で、適正配置等については取り組んでまいります。また、老朽化の校舎につきましても、老朽校舎の改築計画を今後、策定して進めていく予定でございます。

具体的な今後の取組でございますけれども、杉並第一小学校、こちらは築56年を経過してございまして、耐震性等に課題がございます産業商工会館と杉並会館、また、近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を図ることとしまして、早期に着手してまいります。

学童クラブは既に教育委員会へご報告をしたとおり、今後は小学校内での実施を基本としまして、順次、移転整備を進めてまいります。また、小学生の放課後居場所事業につきましても、小学校内での実施を推進してまいります。

それから、旧永福南小学校の既存校舎でございますけれども、福祉系施設への転用を基本として検討を進めてまいります。また、体育館につきましては、近隣の永福体育館が老朽化をしておりますので、こちらを地域体育館に転用することで進めてまいります。

続きまして、22ページをご覧ください。文化・教育施設等でございます。施設の概要、配置等は図のとおりでございます。

まず図書館なんですけれども、当初14館構想ということで、7地域に14館を配置するという構想で整備を進めてきたところでございます。こちらについては、高円寺地域に14館目の設置が今、課題となっているところでございます。また、図書館の13館のうち、永福、柿木、高円寺、宮前、この4館につきましては、築40年を経過しておりまして、老朽化への対応が課題となっております。また、中央図書館におきましても、設備等の老朽化により改修工事が必要となっている現状がございます。また、蔵書数が現在、23区中1位で、230万冊ございますので、改築時には、蔵書スペースも含めた施設規模を縮小する必要があります。

以上のことを踏まえ、今後、図書館につきましては、他施設との複合化、多機能化による共有スペースの確保などで、施設規模のスリム化による運営の効率化を図ってまいります。

また、科学館におきましては、こちらも築40年を経過しておりまして、施設設備の老朽化が進んでございます。また、バリアフリーについても大きな課題となっているところでございます。こちらにつきましては、利用については、学校の理科実験の移動教室での利用がほとんどでございますけれども、今後は当面、学校教育部門、理科教室の部分と、プラネタリウム等、生涯学習部門の機能の分離を図っていきたいと考えています。

次のページにまいりまして、具体的な取組でございますけれども、図書館等では、高円寺地域に、既存施設を活用して2館目の図書館設置を検討してまいります。

中央図書館につきましては、設備等の老朽化に伴い、先ほど申し上げましたけれども、長期修繕計画による改修・保全工事を行うこととします。また、蔵書数の削減を図り、省スペース化を推進してまいります。

次に科学館でございますが、学校教育部門は済美教育センターを基本として移転し、理科の移動教室につきましては、職員が学校へ出向く形態に変更してまい

ります。また、生涯学習部門につきましては、当面の間、現施設で継続をいたします。

次に 25 ページ、体育施設でございます。施設の概要、配置につきましては図のとおりでございます。

こちらの課題でございますけれども、ほとんどの施設が稼働率 90% 以上の非常に人気の施設でございます。地域体育館の大宮前、妙正寺、永福が築 40 年を越えてございます。大宮前については、現在、改築工事中でございます。今年の 12 月に竣工予定でございます。また、妙正寺体育館につきましても、現在、改築が計画化され設計を行っているところでございます。残る永福体育館の老朽化への対応が課題となっております。

また、和田堀公園プール、こちらも築 50 年を迎えていまして、今後のあり方の検討が必要になっているということでございます。

具体的な取組としましては、現大宮前体育館の跡地につきましては、保育施設と高齢者施設の併設施設として活用いたします。

また、永福体育館は、旧永福南小学校体育館に移転をいたします。

和田堀公園プールにつきましては、今後のあり方を検討してまいります。

今後の予定でございますけれども、区議会や関係団体等へのご説明を行ってきたところでございまして、現在、いただいた意見等集約をしております。この修正後、今後、地域の皆様にご説明をしていくこととなっております。また、その後、パブリックコメントに付しまして、必要な修正を加えて、今年度いっぱい計画を策定する予定というふうに聞いてございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 具体的にご説明いただきました。ありがとうございました。それでは、ただいまの杉並区立施設再編整備計画（第一期）（素案）第一次実施プランのご説明について、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

折井委員 細かい点なんですけれども、6 ページに基本方針の（3）学校施設と学校跡地の有効活用というところの第 2 段落の 2 行目、「特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から」というふうになっていますが、ここをもう少し説明していただけますでしょうか。

庶務課長 学校を統合すると当然、敷地が出てくるのですけれども、現在、区では

特別養護老人ホームに入れられない方の待機が非常に多いということで、南伊豆健康学園の跡地に建設を検討しているのですが、お年寄りの方は、できれば今の地域で暮らしたいというのが本心でございますから、それを考慮するとともに、地域にとって、学校というのは、災害時の避難場所として一番期待をしているところなのですね。ですので、特に学校の場合には建て込んだところのオープンスペースになっていますから、そこに目いっぱい建物を建ててというのではなくて、避難スペース等、災害時のことも考えつつ、老人関係施設みたいなもの、両方を見据えながら検討していく必要があるということであろうと思います。

折井委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

對馬委員 14 ページの学校施設の配置図を見ますと、50 年以上、築年数が経過している赤丸の学校が結構、思ったより多かったかなと思ひまして、杉並第一小学校の計画について、この中にちらっと出てきていますが、ここに名前が挙がってきていない赤丸の学校についても、今後、早急に検討していくということでしょうか。

庶務課長 50 年以上たっているのが、オレンジ色ですか。杉並第一小、神明中、杉並第二小、和泉小、宮前中ですかね。この辺が 50 年を越えているのですが、今年度中に新しい学校づくりで統廃合の関係も進めるのですけれども、それとともに老朽化した校舎の建て替え計画についても早急に計画化をしなければいけないということで、今年度中に改築計画を策定する予定です。ただ、これは区の実施計画とタイアップしなければ予算の確保ができませんから、その辺のところを今、検討中ですが、早急に老朽校舎の改築計画についても策定する予定です。

對馬委員 ありがとうございます。あともう一つ、隣の 15 ページに「旧若杉小学校の跡地、当面は保育施設として拡充し、」と書いてありますけれども、新しくできた天沼小学校もかなりいっぱいですよ。さっき見たところなんかも、この先やはり、どちらかに寄せて新しい校舎をつくって、残った方に保育施設をつくると同じような現象が起きていく可能性が。要するに、その近くに引っ越しが多くあると住基人口が増えてしまうという、そのあたりはどうお考えですか。

学校支援課長 新しい学校を建てる時は、そういった子どもたちが増えるという需要予測も見ながら教室を確保していく必要があるのかなというふうに考えてお

ります。

對馬委員 新しい学校にぜひ、教室の数を割と多めに計画していただいたほうがいいかなと思います。

庶務課長 これまでの経験則ですと、大体、余裕を見て建てるのですよね。ただ、やはり、集まるのでしょうかね。

對馬委員 多分、やはり近所に保育施設ができることで、そこに子連れのご家庭が、ご近所に住むので、住基人口が増えて受け入れる人数も増えてくる、という現象が、他も見てみると、もしかしたらそうなる可能性があるのかなという気がしましたので、後でまた困らないようにするには、新しい学校はちょっと広めにつくっておいたほうがいいのではないのかなと思います。

学校整備課長 今、庶務課長が老朽改築計画を今年度中に策定するというお話を申し上げました。冒頭、庶務課長がご説明したこの区立施設再編整備計画の中で、学校のスリム化というフレーズが出てきたと思います。近年、改築した学校が結構、床面積が広いということもあって、いろいろ良かれと思ってつくった学校ですけれども、実際、授業をカリキュラムでやっている、なかなか使いにくいかなというところが逆にあり、そういった、これまで我々も勉強したところがございますので、新しい学校をつくる際、スリム化という視点で考えた時に、今、委員がおっしゃった、想定外の住基人口増による児童生徒の増加、これに対応すべく、柔軟な普通教室仕様にすぐ転用できるような、大体、一定程度、規格化をすれば、そういったことに柔軟な対応ができるのではないかなと。これまでの経験も踏まえて研究してまいりたいというふうに思っています。

委員長 他に。どうぞ。

田中委員 子育て支援事業について、ちょっと教えていただきたいのですが、児童館は再編により廃止ということで、今まで児童館の役割というのは子育て支援を含め、お母さんたちの癒しの場ということで利用者も多かった気がしますが、これから、子どもセンターという形で、役割、機能を果たしていくということになるようですが、子どもセンターの説明をしていただけたらと思います。

庶務課長 私も詳しくは存じないのですが、今の児童館は、対象年齢が非常に広過ぎてしまって、どっちつかずになっていると。放課後の子どもの事業については極力、学校内に集約をしていって、そうすると、今の児童館全ては要らなくなるでしょうということで、どのぐらい建てるか存じませんが、拠点として、

そういう施設をつくっていくと。学校の中にも小さいお子さんの、今、児童館でやっている機能を持ってくるといふ考え方も少し出ていたかと思ひます。今、児童館で子育て中の親御さんがいろいろお友達をつくったりといふことは、結構メールで来ていましたけれども、そういう機能もあちこちに散らばせていくといふような考えは聞いております。

田中委員 学校を拠点に、それを広げていくといふ形になるのですか。

庶務課長 ただ、学校も、小学校の場合にはそれほど空き教室はないんですね、実は。子どもが減っている割に学級人数も少人数化していますし、そんなに今、余裕教室はないんですね、小学校は。ですから、児童館も現状ではあまり入らないと思っていますし、まして、子育て施設みたいなものも、入れるのはなかなか現状では厳しいのではないかなと思っていますのですけれども。ただ、入れるとなると、小学校は一応、閉鎖スペースにしていましてセキュリティを持たせていますので、入口から全部改修をしなければいけませんので、かなりコスト的にも正直、大変だなといふ気持ちがあつて、なかなか学校には難しいかなといふ気はしているのですけれども。ただ、福祉部門はそういう考え方を持っているといふことですね。なるべく学校の方に入れていきたいと。

田中委員 確かに、0歳児から1歳、2歳のお母さん達の交流の場にもなっていた児童館なので、幼児の居場所づくりといふ点でも、学校がそれを全部受け入れるのもやはり大変かなと思ひし、うまくそれが機能できるように、今後、考えていたきたいなと思ひます。

庶務課長 今のように46地区に設置をするのは難しいと思ひますけれども、ある程度のスパンでつくっていけるのではないのでしょうか。

田中委員 幼児の場合はそこまで行くのが遠距離だと大変で、やっぱり住まいがあるところから近くの場合に行くといふことが原則になるかと思ひるので、そのところをよくお考えになって、施設づくりを考えていただけたらなと思ひます。

庶務課長 そういふことで多分、小学校区といふのが一番、生活密着ですから入れたいのしょうけれども、現状、小学校はなかなか難しいといふのが実態です。

折井委員 同じような意見で申し訳ないのですが、小さな子どもがいる身としては、小学校に場所見知りをしてしまつて、ワンワン泣き続ける子どもを連れていくのは厳しいなあといふふうに思ひます。やはり、小学校は時間割があつてお勉強をしている場なのに、もちろん、隣とは言わなかったとしても、ある程度、

やはり隣接したお部屋にいるとしたら、どうしても声が漏れるということもありますので。児童館というのは泣いていていい、お母さんがそれでストレスを感じなくても、ここだったらいいのだと思える。普段、スーパーに行っても、自分の子どもが泣けばすごく申し訳ない思いをすることが、ある種、子育ての、小さな子どもがいる時のストレスなので、学校に、という福祉側の意見はわかるのですが、お母さん側からすると、あまり嬉しくないというふうに思うのと、私はそんなに児童館のヘビーユーザーというほどでもなかったのですが、やはり歩いて、ベビーカーを押していく。自転車もうちの子どもはだめだった子なので、ベビーカーすらだめ、お母さんの抱っこでなくてはだめという時代が長かったので、そうすると、歩いて行ける範囲という可能性もあるので、あまり数を少なくすると、利用者としては厳しいなという感想的なものですけれども、思いました。

庶務課長 今日いただいた意見は、全て所管の方にお伝えしておきますので、よろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。他にいかがですか。

對馬委員 24 ページ、図書館の「蔵書数の削減を図り、省スペース化を推進します。」と、これ自体は悪いことではないとは思いますが、絶版になった本とかを捨てられていることがございまして、廃棄になっている。やはり、選書と廃棄は慎重にやっていただかないと、区民の財産ですので。それは内部のことだと思うのですが、きちんとやっていただきたいなと思いますので、お願いします。

中央図書館次長 現在、考えとしては、タイトルは保持するというので取り組んでございますので、しっかりと、そういった廃棄がないように、これからも取り組んでまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

對馬委員 タイトルは保持されていても、新しい訳になったりとか、絵が変わって違う出版社から出たりする時に、前のものが残っていないんですよ。現実に残っていないんですよ。それで非常に困ることがありまして、やっぱり前のものを見たいので。近隣を探すと全部持っているのに、杉並区だけ持っていないという本が結構、幾つもあるんですね。ですので、タイトルで残すのではなくて、やはり前のものも最低1冊は残すとか、そういった廃棄基準をもうちょっと明確にさせていただけるといいなと思います。

中央図書館次長 廃棄に当たりましては、やはり必要性、それから利用状況を含めて、しっかりと基準の見直しも含めながら、しっかり対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

折井委員 蔵書数がせっかく 23 区内一というすばらしい状況なので、できるだけ減らさずに、例えば倉庫を借り受ける等々で、あまり減らさない方向にしていただければいいなというふうに切に思います。というのは、うちの家族とか見ても、やはり新刊の話題の本が借りたいと。それを 1 年越しで待っていて、予約していたことすら忘れていたということがあるのだとは思うのですけれども、ただ、今、話題の本は、もちろんニーズから言うと、とても大切だとは思うのですけれども、やはり、図書館の役割というのは、普通の書店ではなかなか手に入らない、あまりにもマイナーなので入らないというものがきちっとある場所、知の蓄積としての役割も非常に大きいと思いますので、場所がないということは本当に大変なことで、整理も難しいとは思うのですけれども、どうか、そのあたりを、せっかくのものがもったいないことにならないように、ぜひ、どうか方策を考えていただければというふうに思います。

中央図書館次長 減らすに当たりましては、機械的に減らすということではなくて、利用状況、それから私どものそういった廃棄にあたっての基準等ございますので、そういったものをしっかり見据えながらやる。ただ減らすという考えでは取り組みませんので、しっかりと皆様のご要望も承りながらやってまいります。

委員長 よろしいですか。では、ちょっと 2 点だけ。

緊急性の高い施設の優先整備というふうに項目が 7 ページにありますけれども、緊急性の高い施設というのは、これは具体的に、学校もここに含まれているということですか。

教育委員会事務局次長 学校は今、高井戸第二小学校の耐震改築で 100% 全て終わります。実際には、今もう仮設校舎に入っておりますので、入った段階で 100% と。区の耐震改修の促進計画で平成 24 年度に学校は完結するというふうになっていますので、それは、国はもう少し計画が遅いのですけれども、杉並区は前倒しで学校施設に行ったと。区有施設でまだ残っていますのが、この近くにありません産業商工会館。あれは中間階が非常に脆弱で、かなり強い地震が来ると、多分、2 階部分にかなりの衝撃が加わると。それから杉並会館も部分的にそれが残っていますので、杉並会館は暫定的に応急補強をやるという考えであります。ただ、

杉並第一小学校の改築にあわせて、産業商工会館と杉並会館は合築をして複合化して、杉並第一小学校の校舎のところにあわせて建てるという考えですので、その建てるまでの間ということですから、恐らくこの前期計画で5年ぐらいは使用するのだろうかと、杉並会館はですね。産業商工会館は、あと2年後に閉鎖する予定です。

委員長 多分、かなりの数、緊急性のあるものがあるのではないかなと思うのですが、学校の現場の方では、大きな改修ではないけれども、細かな部分でという要望も多分、たくさんあるのではないかなと思うのです。その辺が学校教育に支障が出てくるような内容のものが先送りにされてしまうというようなことというのは、どうなのでしょう。

学校整備課長 毎年、学校の修繕費を数億円かけて計画的にやっております、実は、区立施設の中では学校施設が一番計画的に修繕、それから改築を行ってきた施設だと思っております。そういった意味で、ここにございます緊急性の高い、非常に危ないというものは、現存はしない。つまり、これまでもやっておりますし、これからも計画的に修繕、改築までは、よりよい教育環境、それから安全に使えるようにという仕組みで我々は対応しているというところをご理解いただきたいと思えます。

庶務課長 あと、学校施設の保全関係は施設保全という関係で、総合計画の中でも計画的に大規模な修繕等やっていますので、これについては特に今後も続けていきます。

委員長 予算的にも非常に高額というのもありますし、見通しを持ちながらという部分もあると思うのですが、子どもたちが実際に学んでいる場所なので、その辺のあたりも並行しながらということで、考えて進めていただければなと思っております。

もう1点は、科学館のプラネタリウムの件なんですけれども、プラネタリウム関係については、状況としては今後、継続をしていく見通しはどうなのでしょう。

生涯学習推進課長 プラネタリウムにつきましては、古いのですが、今、科学館にあるものがまだ利用できますので、生涯学習の施設として、当面の間、利用していく予定でございます。

委員長 プラネタリウムが一時、非常に高価なもので、だんだんだんだん利用度も

少なくなっているというのがあったのですけれども、ここにきてまた、いわゆる理科関係含めて、天文の部分で興味、関心というのが非常に高くなって、これは子どもたちの理科離れ対策を含めて、ずっと継続して残していったらいいなと私なんかはすごく思うんです。東京には空がないみたいな、そんな感じの時代になってきてしまっているのです、この辺についてはぜひまた。今、最新式のものがいろいろ出ている部分もありますよね。かなり細かくというか。今、ボイジャーなんかからも映像・データ等が送られてくるので、非常に子どもたちにとっては、興味、関心がすごく高まっている部分ではないかなと思うので、ぜひ、その辺も含めて、今後、計画をしていただければなというふうに思っています。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは特にありませんので、この件については終わりにしたいと思います。

それでは次に、「使用料等の見直し(素案)」についての説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは「使用料等の見直し」、これも素案でございますけれども、厚いほうの冊子で説明させていただきます。

まず、1ページでございます。使用料につきましては、杉並区総合計画の中で、「行財政改革基本方針」に基づき、「受益者負担の適正化の観点から継続的に見直しを行う」こととしてございます。この間、区では、集会施設や体育施設などの使用料について、平成9年度に全面改定を行ったものでございますけれども、経済情勢等を勘案しまして、改定を見送ってきた経緯がございます。

しかしながら、使用料と施設の維持管理経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、定期的な見直しを行っていく必要がございます。今回、区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要があるとともに、持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料を含め、適切に財源の確保に努めていく必要もございます。

こうしたことを踏まえまして、区では「集会施設及び体育施設」、「学校開放施設」等の使用料につきましては、現状を検証しまして、見直しを行うこととしました。

内容についてご説明をいたします。2ページをご覧ください。見直しの基本的

な考え方でございます。「1 受益者負担の原則」としまして、先ほど申しましたとおり、未利用者との公平性を確保していく上で、受益にふさわしい適正な負担を求めてまいります。また、団体利用での取扱いにつきましては、団体の育成、活動支援と負担の公平性の両面から、必要な見直しを図ってまいります。

「2 少子高齢化の進展に対応した見直し」でございますけれども、老年人口が増加する中、高齢者に対する使用料の減免措置につきましては、健康づくりに配慮しつつ見直しをする一方、次代を担う子どもたちにつきましては、その健やかな成長を図る観点から、体育施設などの使用料の設定にあたっては配慮していきます。

「3 算定方法の明確化と定期的な見直し」としましては、これまで以上に使用料の算定方法を明確化し、公費で負担する経費の範囲と受益者負担として使用料の算定に入れる経費の範囲、これを区民にわかりやすく示してまいります。また、今後は定期的に、概ね3年ごとを考えてございますけれども、算定数値を検証して、見直しを行うルールを確立してまいります。

「4 施設の効率的運営」としましては、区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストを軽減していくことが求められていることから、施設利用者に対しては適正な受益者負担を求めてまいります。

「5 サービスの向上」としまして、使用料等の見直しによって得られる財源につきましては、設備の改善や初心者が気軽に参加できる身近なスポーツや運動機会の提供、また、高齢者が参加しやすい健康増進プログラムの充実など、広く区民福祉の向上のため、有効に活用していくということでございます。

続いて、3ページ「使用料の算定」についてでございます。

どの部分を使用料としていただくかというのは、図の中で示されております。(A)が施設全体に係る経費でございます、そのうちの使用料算定対象経費を「原価」と呼びますけれども、これを定めまして、受益者負担をしていただきます。この(B)の「原価」につきましては、次ページに明記をしてございまして、中心となるのが、真ん中にございます「維持管理経費」でございます。この「維持管理経費」のうち、地震、水害、火災、事故等により生じた臨時的な経費につきましては、施設利用者が原因者ではないため対象外として、そのほかの経常的な経費については原価の対象とします。また、人件費につきましては、これはプ

ールとかホール等でプール監視員とか舞台関係者等おりますけれども、利用者に対して、直接、サービスを提供する要員の人件費のみ算定をいたします。また、土地の取得経費でありますとか、施設建設費、減価償却費、それから大規模修繕費については、資本的経費でございます、これは対象外といたします。

では、どういうふうの使用料の算定をしていくかということでございますけれども、5ページの中ほど「(1) 使用料金の算定」というのがございます。平成24年度決算額がもう既に出てございますので、この決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出して、単位当たりの「原価」の計算を行います。これを行ったものが7ページに示されてございます。これはどうやって出すかという、6ページのイ「体育施設使用料の原価」というものがございます。ここに挙げてございます体育施設の施設維持管理に係る対象経費、先ほど対象経費を申し上げましたけれども、これを使用可能な総時間数で除して、1時間当たりの使用料、これを「原価」といたします。この原価については7ページの一番右の列、太字で書いてあるところが1時間当たりの原価でございます。例えば、上井草の体育館であれば、3,965円59銭ということになります。これが今後、使用料を算定するときのもとになる数字でございます。

続きまして、登録団体についてでございますけれども、8ページをご覧ください。集会施設を省きまして体育施設をご説明します。体育施設につきましては、登録団体の減額措置ということで、平成4年の施設使用料見直しの時に、いわゆる集会施設の「さざんかーど」の登録団体を統一するという、使用料を2分の1に減額する制度を設けました。しかしながら、現在、この減額制度を利用している方が、集会施設もそうなのですが、利用全体の7割程度を占めているということで、この減額利用が一般化をしている状況がございます。このような状況で、適正な受益者負担の観点から見直しが必要であるというふうに考えてございまして、今回、減額制度という経済的側面からの支援については廃止をするということとします。ただ、区内の中学生以下の団体及び障害者団体につきましては、現行どおり2分の1の減額措置を維持いたします。

使用時間区分でございますけれども、9ページでございます。体育施設につきましては、現行どおり2時間を単位といたします。これは一部のプール等を除いたものでございます。

それでは、各施設の使用料についてご説明をしたいと思います。10ページ、11

ページをご覧いただきたいと思います。先ほど計算をしました1時間当たりの使用料の「原価」、これに時間数(基本2時間)をかけたもの、これが使用料の算出式となります。それを一覧表にしたものが11ページ、施設ごとに使用料、右から3番目の列「使用料」太字になっている部分が、今回、算定をした新たな使用料となります。現行の使用料については右の列に載っております。ご覧いただくと明らかなおり、値下がりするのが、上井草の弓道場と、次ページの野球場の照明設備でございます、その他については現状維持または値上げになるものでございます。

12ページでございます。使用料改定の施行日でございますけれども、平成27年1月1日といたしております。

次に「学校開放施設」でございますけれども、13ページでございます。学校開放事業につきましては、学校教育活動に支障がない範囲で地域住民に広く開放するという目的で始まっております。利用者につきましては、使用料を負担することが原則としてございますけれども、登録団体につきましては、使用料を徴収しない、無料ということになってございます。その結果、現在では、登録団体の利用が全体の約9割を占めておりまして、受益にふさわしい適正な負担となるよう、今後、団体支援のあり方を見直してまいります。

こちらの使用料の「原価」につきましては、先ほどと同様でございます。こちらは使用可能な時間数というのを平成24年度ベースで出しまして、それを1時間当たりの使用料「原価」の計算に使っております。

続きまして、登録団体についてでございますけれども、14ページでございます。先ほど申しましたとおり、9割が登録団体の利用ということ、また、今後、近隣自治体において、団体利用の無料を取りやめ、有料化に移行する動きもあることなどから、登録団体の使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料といたします。ただ、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された登録団体が利用する場合には、次世代育成支援の観点から、現行のとおり無料といたします。なお、使用時間につきましては、従来の1回5時間以内を改めまして、1回3時間を単位とします。使用料につきましては、15ページ中ほどの表が今回、新たに算定した使用料でございます。

なお、学校開放プールの使用料につきましては、ご案内のとおり、7月下旬から8月中旬にかけて、昼間、夜間、一部ですけれども、無料開放してござい

ます。こちらにつきましても、原則有料といたします。ただし、区内在住・在学の児童・生徒及び乳幼児が利用する場合には、同じく次世代育成の観点から無料開放を継続するものとします。使用料につきましては、1回当たり200円といたします。

これも改定の施行日については体育施設使用料と同様、平成27年1月1日としてございます。

「その他」のところでございますけれども、学校開放施設使用につきましては、クラブ活動等、学校行事との調整が必要になってきます。これについては各校の利用者団体協議会、または副校長が個別に利用調整を行っているところでございます。したがって、公共施設予約システム「さざんかねっと」でございますけれども、こちら、今現在は導入してございませんが、今後、学校現場の意見、利用実態等を踏まえまして、システム導入に向けた取組を進めてまいる予定です。

今後の日程については、先ほどご説明しました施設再編整備計画と同様の日程となっております。

以上で説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員 すみません、1つ質問させてください。学校開放の施設のこと、この使用料は利用者団体協議会の方で管理事務を行うということになるのですか。

生涯学習推進課長 使用料につきましては、直接、区の歳入になりますので、学校現場とかではなく、もうちょっと簡易な方法で入金する方法を考えていまして、利用者団体協議会への委託という形は考えてございません。

委員長 よろしいですか。

折井委員 2ページ「見直しの基本的な考え方」の「5 サービスの向上」というところで、使用料等の見直しによって新たに得られる財源の使い道ということが書いてあるのですけれども、初心者が気軽に参加できるプログラムだとかの提供ですとか、高齢者用のプログラムの充実など、広く区民福祉の向上のために有効に活用していきますということなのですからけれども、今回の場合は、維持管理経費がかなりかかっていると。それで、受益者負担を増やすことで区の税金から払われているところをどうにかしたいということだと思えるのですけれども、もしも値上げをするということを区民の皆様にご理解いただくというのであれば、この見直

しで得られる新たな財源は直接、維持管理経費に充てるという方が自然なのではないかなと思ったのですけれども。そして、こちら、他の新しいプログラムをつくったりというのは、違うところからの財源で、お金に色がないとはいえ、やはり、増額によって負担が増えるということへの理解を得るためには、直接、そこに行きますよという説明、もしくはそのやり方の方が理解しやすいのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

スポーツ振興課長 まず、使用料の見直しでは2点あると思うんですね。1点目は確かに維持管理経費に係る経費の問題が1つございます。これはきちんと、ここに書いてありますように、その財源、グラウンドの整備だとか、非常に悪くなっているところもありますから、それはきちんと、そちらの方に充てると。もう1点は、この2分の1の減額措置の団体が7割程度と多いのですね。そのほかに、この7割の団体利用のため、施設を利用したい人が利用できないという方がこちらの方にも来るんです。それをやはり、改善していく必要があると思うのですね。2分の1減額制度を廃止するとともに、一方では重複というか、二重の登録をしている団体もありますので、そういうのも、きちんと措置をするという中で、利用者の公平な観点というか、公平の確保というか、そういうところもあわせてやっていきたいということで、こういった書き方になっているということでございます。

委員長 よろしいですか。

對馬委員 2分の1の減額制度を廃止して、基本的には皆さん有料にするけれども、例えば、子どもの団体は現行どおりにするということがありましたが、減額がされそうな団体は何割ぐらいになりそうなのですか。

生涯学習推進課長 学校開放施設に関しましては、大体、全体の2、3割ぐらいが子どもの団体になるかと推測しております。

スポーツ振興課長 小学生の団体の場合は、塚山公園運動場と馬橋公園運動広場と、蚕糸の森公園運動場というのが無料なんですね。それからあと、(暫定)遊び場106番運動場なんかもそうなのですが、そういうふうにしていて、小学生はわりかし、そういった施設を多く使っている。中学生については、野球関係は中学校の大会はこの2分の1減額制度を使っていくということで、大体、社会体育の施設は大人が中心のところが多いので、その割合から考えると、今、数字的に手持ちの資料がございませんので、何ともお答えできないのですが、イメージで申

しますと、そういうようなことになるかと思います。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

折井委員 運動不得意な私がちょっとあれなのですけれども、9ページの使用時間区分というところで、体育施設が2時間を単位としているとか、集会施設が3時間となっているのですけれども、この区分はやはりこれが適当なのでしょうか。というのは、やはりいろいろな見直しがされた結果、かなり使用料がアップしてしまう団体もあると思うんですね。その時に、「本当だったら3時間は要らない。本当は1時間半でいいんだけど」とか、もしくは「本当にぎりぎり入って1時間、ここでぎりぎりできる」という団体があった場合には、やはり使用をしやすいとするという観点からも、もう少し区分を短いものに、柔軟にしていただけると、恐らく利用者も増え、そうすると、空き教室と言うのでしょうか、そういうものも減るのではないかなというふうに思うのですけれども、このあたりは、やはり柔軟に、何よりも、やはり大きな区分の方が運営がしやすいということなのではないでしょうか。

スポーツ振興課長 まず、体育館については、かつては3時間でやっていました。それを2時間に変えたというのが10年ぐらい前ですか。いわゆる2時間のコマで、使いやすい。利用度を、回数を増やしたということです。あわせて、集会施設の方は、この間、この見直しに当たっては、利用時間を検討しました。やはり、文化芸術みたいなどころで使うサークルの場合は、やはり長く使いたいという意向が強いのですね。一方、ダンスとか体操とか、そういう利用者が集会施設を使っていますので、そちらから見ると、3時間とか4時間というのは非常に長いので、体がもたないというのがあって、こまを変えてもらいたいという意向もございました。そういう中で、現状維持というような形で、整理をつけたのですが、やはりそういった声は今でもあると思います。

折井委員 毎回、例えば、今日は集会施設で、3時間フルに使ってみんなで発表会をするから3時間。でも、今日は1時間だけでいい、軽くやるだけだから1時間。そういった柔軟なものがあっての方が利用者の観点からは使いやすいので、使いたければ、多分3時間の枠を予約すると思いますので、ぜひ、お金がかかる、料金が高くなるということで、せっかくスポーツやいろいろな文化的な催しをする方たちが本当に盛んになっている中で、それをもっと促進できるような形で使用時間区分についても考えていただければありがたいです。

對馬委員 58 ページに児童青少年センターの使用額が出ているのですけれども、児童青少年センターは基本的に中高生のための施設ではないかと思ひまして、中学生以下は現行の減額措置が使われるということで、高校生がいきなり倍になるといふのはちょっとかわいそうではないかなという気がいたしますが、児童青少年センターはこの増額になってしまうのでしょうか。

スポーツ振興課長 目的外ですから。中高生が使う部分については、今までどおりだと思ひのですが。それ以外で使うということになると。

對馬委員 それならいいと思ひます。わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

では、たくさん意見が出ましたけれども、使用料が上がるということと、サービス向上と、使用料を上げる理由というあたりを区民の方たちにどう理解していただくかという部分が一番大きなところかなと思ひますので、その辺含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上でこの件については終わりにしたいと思ひます。

では次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、学校支援課長からお願ひいたします。

学校支援課長 学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。富士見丘小学校、天沼中学校及び荻窪中学校の学校運営協議会につきましては、8月28日の教育委員会において、地域運営学校の再指定についてご承認をいただきました。このことにより、当該3校の学校運営協議会委員を杉並区学校運営協議会規則第3条第1項に基づき、任命することといたします。任命期間につきましては、平成25年10月1日から平成27年9月30日までといたします。荻窪中学校の大家まゆみ委員は新規の任命になり、その他の委員は再任になります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それではただいまのご説明についてご意見等ありましたら、お願ひしたいと思ひます。

對馬委員 再任の方といふのは、いつも見ているようなお名前の方が何人もいらっしゃるような気がするのですけれども、長い方だとどのぐらいやっていますか。

学校支援課長 選出区分で任期が決まっております。学識経験者の委員は5期まで、校長推薦の場合には3期まで、ただし、必要がある場合にはもう1期の4期

まで、公募委員につきましては3期目までという形になっておりますので、ちょっとそれぞれの方が何年目かはちょっとそこまで把握しておりません。

對馬委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 他にいかがですか。よろしいですか。ではありがとうございました。

それでは次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告いたします。

資料をご覧くださいませ。平成25年8月分になります。8月分の合計としましては、全部で35件、定例のものが33件、新規が2件、共催、後援の内訳は共催が5件、後援が30件となっております。

なお、新規につきましては、生涯学習推進課が1件、庶務課が1件でございます。

累計につきましては記載のとおりとなります。

新規につきましてご説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして、1ページ目をご覧くださいませ。生涯学習推進課の一番上の行、「新規」。こちら、名義形態「後援」となっております。団体名は「NPO法人 すぎなみ学びの学園 すぎなみ文化事業部」。事業名は「横浜から見た荻窪まちづくり」。開催期間は平成25年10月11日から平成26年3月8日までとなっております。

もう1ページおめくりくださいませ。新規、庶務課がもう1件ございます。一番上の行、種別「新規」となっておりまして、名義形態は「後援」です。団体名は「親守詩東京都大会実行委員会」。事業名は「第1回親守詩 東京都大会」となっております。こちら、開催期間は平成25年9月16日に終了したものでございます。

私からは以上になります。

委員長 ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、ご意見等ありましたらお願いします。

これ、「おやもりうた」と読むのですか。

生涯学習推進課長 はい。

庶務課長 これは子どもから親への感謝の気持ちを上の句、5・7・5で詠んで、その返歌として、今度は親が子を思う親心を返歌で返すというようなものだそう

です。

委員長 ありがとうございます。勉強になりました。

特によろしいでしょうか。それではありがとうございました。

報告事項については以上です。

以上で、本日、予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かご連絡等ありましたらお願いします。

庶務課長 次回、10月の定例会の予定ですが、まず10月9日(水)は区議会の日程がございます関係で、1回目を10月15日(火)午後3時にさせていただきたいと思います。

なお、2回目の10月23日(水)でございますけれども、こちら杉並区教育委員会が主催をしておりますウィロビーへの中学生海外留学と重なりますので、大変申し訳ございませんが、1週間遅らせまして、10月30日(水)午後2時とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は予定が変更になりまして、10月15日(火)の午後3時、その次につきましては、10月30日(水)の午後2時ということで、ご予約の方、よろしく願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。